

エコアクション21

環境経営レポート

(令和5年4月～令和6年3月)

発行日 令和6年6月1日
(次回発行予定日 令和7年6月1日)



承認	作成
国分	国分

株式会社 クリーン商会

目 次

1、組織の概要	P 2
2、認証登録範囲	P 1 2
3、環境経営方針	P 1 3
4、環境経営目標	P 1 4
5、環境経営計画と取組内容	P 1 6
6、環境経営目標の実績と評価	P 2 0
7、環境経営計画の取組実績と評価並びに次年度の環境経営目標及び 環境経営計画	P 2 2
8、環境関連法規等遵守状況確認及び評価、並びに違反、訴訟の有無	P 2 7
9、代表者による全体の評価と見直し・指示	P 3 1

1、組織の概要

・事業者名及び代表者名 株式会社 クリーン商会

代表取締役 國 分 一 幸

・本社所在地 〒969-1301

① 福島県安達郡大玉村大山字北新田 2 8 番地 1
本 社

・事業所 ② 福島県安達郡大玉村大山字高森132-5

リサイクル工場

中間処理施設

(廃プラスチック類、繊維くず破砕施設)

(廃プラスチック類、紙くず圧縮・梱包施設)

③ 福島県安達郡大玉村玉井字又兵衛山 490

大名倉処分場

安定型（埋立）最終処分場

④ 福島県安達郡大玉村大山字高森 1 2 9-2

ウッドペッカー有限公司 大玉工場

・環境管理責任者及び連絡先 代表取締役 國分純一

TEL 0243-48-3183

FAX 0243-48-3328

・事業の内容

① 一般廃棄物・産業廃棄物・特別産業廃棄物の収集運搬事業。

② 一般廃棄物・産業廃棄物の中間処理事業。

③ 産業廃棄物の安定型埋立最終処分事業。

④ 一般廃棄物（木くず）及び産業廃棄物（木くず）の中間処理業。

株式会社 クリーン商会

・法人設立年月日 昭和54年6月29日

・資本金 1,000万円

・事業の規模

活 動 規 模	単 位	令和5年度
		令和5年4月～ 令和6年3月
従 業 員	人	44
床 面 積 (事 務 所)	m ²	301.32
床 面 積 (保 管 倉 庫)	m ²	78.18
床 面 積 (点 検 場)	m ²	77.76
売 上 高	円	売上高区分A:5億円未満
収 集 運 搬 車 両	台	34
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 量	t	20,217.282
特 別 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 量	t	1.05
一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 量	t	1,279.146
事 務 所 敷 地 面 積	m ²	1,277.00
駐 車 場 敷 地 面 積	m ²	4,395.00
リサイクル工場敷地面積	m ²	2,998.62
中 間 処 理 量	t	894.121
一 般 廃 棄 物 処 理 量	t	14.82
安 定 型 最 終 埋 立 処 分 場	m ²	29,436.00
最 終 処 分 量	t	244.54
リサイクル工場 (タイヤ)	m ²	383.14
リサイクル工場 (廃プラスチック、 繊維くず、紙くず)	m ²	923.24

・許可の内容

一般廃棄物収集運搬及び処理

許 可 内 容	許 可 区 域	許可番号	許可年月日	有効年月日
一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬	安達地方広域行政組合管内	第101号	令和4・4・1	令和6・3・31
一 般 廃 棄 物 処 理	安達地方広域行政組合管内	第204号	令和4・4・1	令和6・3・31

福島県廃棄物再生事業者登録

登録年月日 平成21年4月2日

登録番号 第32号

廃棄物の種類 古 紙

産業廃棄物（特別産業廃棄物）収集運搬

産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業				可 項 目																	
都道府県 及び 政令都市	積替 保管	許可年月日 ・ 有効期限	許 可 番 号	特別管理 産 廃 物				産 業 廃 棄 物													
				P C B	廃 油	廃 酸	廃 アルカリ	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず陶磁器くず	鋳さい	がれき類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ
福島県	無	R2・11・1	産廃 第 00711032191 号					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	有	R7・10・31										●		●		●					
	無	R6・6・25 R11・4・27	特管 第 00751032191 号	●	●	●	●														
栃木県	無	R3・10・18 R8・10・17	産廃 第 00900032191 号						●						●		●				
茨城県	無	R2・7・18 R7・7・17	産廃 第 00801032191 号														●				
埼玉県	無	R2・5・19 R7・5・18	産廃 第 01104032191 号											●			●			●	
岩手県	無	R2・1・5 R7・1・4	産廃 第 00300032191 号						●	●		●	●				●			●	●

産業廃棄物処理及び処分

産業廃棄物処分業			許可項目	
都道府県 及び 政令都市	許可年月日 ・ 有効期限	許可番号	中間処理	最終処分
福島県	R2・12・22 R7・10・31	産廃 第 00740032191 号	破 砕 ①廃プラスチック類 ②繊維くず （これらのうち石綿含有産業 廃棄物、自動車破砕物、水銀使 用製品産業廃棄物及び特別管 理産業廃棄物であるものを除 く。）以上2種類	
			圧縮梱包 ② 廃プラスチック類 ②紙くず （これらのうち石綿含有産業 廃棄物、自動車等破砕物及、水 銀使用製品産業廃棄物及び特 別管理産業廃棄物であるもの を除く。）以上2種類	

産業廃棄物処分業			許可項目	
都道府県 及び 政令都市	許可年月日 ・ 有効期限	許可番号	中間処理	最終処分
福島県	R2・12・22 R7・10・31	産廃 第 00740032191 号		埋立 ①廃プラスチック類②金属くず ③ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に 伴って生じるものを除く。)及び 陶磁器くず④がれき類(これらの うち、石綿含有産業廃棄物を含み 自動車等破砕物、水銀使用製品産 業廃棄物及び特別管理産業廃棄 物であるものを除く。) 以上4種類

施設の状況

○ 一般・産業廃棄物収集運搬

運搬車両の種類と台数

種 類	台 数					
ダンプ	10.7 t	1台	10.6 t	1台		
	10.5 t	1台	10.4 t	1台	2.0 t	2台
脱着装置付 コンテナ専用車	11.9 t	2台	11.8	1台	11.5 t	2台
	6.0 t	1台	5.25 t	1台	3.85 t	1台
幌車	2.0 t	9台				
パッカー車	3.3 t	1台	3.2 t	1台	3.15 t	1台
	3.0 t	1台	2.75 t	1台	2.1 t	1台
	3.2 t	2台				
ユニック車	2.45 t	1台				
バン	3.0 t	1台				
軽トラック	0.35 t	1台				

保管施設

所在地	福島県安達郡大玉村大山字北新田28番地1
種 類	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類
面 積	59.1 m ²
保管上限	77.0 m ³
最大高さ	1.3 m

○ 一般・産業廃棄物中間処理

(1) 施設の種類 中間処理施設（破碎・圧縮梱包施設）	
設置場所	福島県安達郡大玉村大山字高森 1 2 9 - 3
施設能力	破 碎 4. 8 t / 日（8 時間） 圧縮・梱包 6 4 t / 日（8 時間）
設置年月日	平成 1 9 年 2 月 1 5 日

(2) 施設の種類 中間処理施設（破碎）	
設置場所	福島県安達郡大玉村大山字高森 1 3 2 - 5
施設能力	4. 4 8 t / 日（8 時間）
設置年月日	平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日

○ 産業廃棄物最終処分

(1) 施設の種類 安定型（埋立）最終処分場	
設置場所	福島県安達郡大玉村玉井字又兵衛山 4 9 0 外
施設能力	処分場面積 29,436 m ² 埋立総容量 131,694 m ³
設置年月日	平成 3 年 1 月 1 2 日
残余量	186.75 m ³

○ 電子マニフェストシステムの導入

- ・ 収集運搬業 平成 2 0 年 9 月 1 8 日 利用開始
- ・ 処分業 平成 2 0 年 9 月 1 8 日 利用開始

- | | | |
|---------------|--|--------------|
| ・事業者名及び代表者名 | ウッドペッカー | 有限会社 |
| | 代表取締役 | 國分純一 |
| ・本社所在地 | 〒969-1301
福島県安達郡大玉村大山字北新田28番地1 | |
| ・事業所 | 福島県安達郡大玉村大山字高森129-2
ウッドペッカー(有)大玉工場 | |
| ・環境管理責任者及び連絡先 | 代表取締役 | 國分純一 |
| | TEL | 0243-48-4258 |
| | FAX | 0243-48-3328 |
| ・事業の内容 | ① 一般廃棄物（木くず）の中間処理事業。
② 産業廃棄物（木くず）の中間処理事業。 | |
| ・法人設立年月日 | 平成3年4月15日 | |
| ・資本金 | 300万円 | |
| ・事業の規模 | | |

活 動 規 模	単 位	令和5年度
		令和5年6月～ 令和6年5月
従 業 員	人	4
床 面 積 （ 事 務 所 ）	m ²	1 0 3 . 6 8
床 面 積 （ 破 砕 処 理 工 場 ）	m ²	4 1 8 . 7 5
全 敷 地 面 積	m ²	2 , 6 0 5 . 3 6
保 管 容 量 （ 木 く ず 原 材 料 ）	m ³	4 , 9 1 3 . 5 3
保 管 容 量 （ 木 く ず 製 品 ）	m ³	1 , 5 9 1 . 4 2
売 上 高	円	売上高区分A：5億円未満
中 間 処 理 量 （ 産 業 廃 棄 物 木 く ず ）	t	6 , 2 0 3 . 7 9
中 間 処 理 量 （ 一 般 廃 棄 物 木 く ず ）	t	1 0 . 7 3
パ ワ ー シ ョ ベ ル	台	4
シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー	台	2
フ オ ー ク リ フ ト	台	1

許可の内容

一般廃棄物処分

許 可 内 容	許 可 区 域	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
一般廃棄物処分(木くず)	安達地方広域行政組合管内	第 2 0 1 号	令和 4・4・1	令和 6・3・31

産業廃棄物処分

産業廃棄物処分業			許可項目
都道府県 及び 政令都市	許可年月日 ・ 有効期限	許可番号	中間処理
福島県	R4・2・12 R9・2・11	産廃 第 00720046414 号	破 碎 木 く ず

保管施設

所在地	福島県安達郡大玉村大山字高森 1 2 9 - 1		
種類	木くず（原材料）		木くず（製品）
	1号保管施設	2号保管施設	
保管面積	875.42 m ²	1,056.00 m ²	649.35 m ²
保管容量	2,139.63 m ³	2,773.90 m ³	1,361.73 m ³
保管高さ	6.46 m	5.75 m	3.00 m

※令和4年11月15日 製品保管場所（チップ置場）減設届提出

(1) 施設の種類		中間処理施設（木くず破碎施設）
設置場所	福島県安達郡大玉村大山字高森 1 2 9 - 2	
施設能力	破 碎 80 t / 日（8時間）	
設置年月日	平成 4 年 1 月 2 1 日	

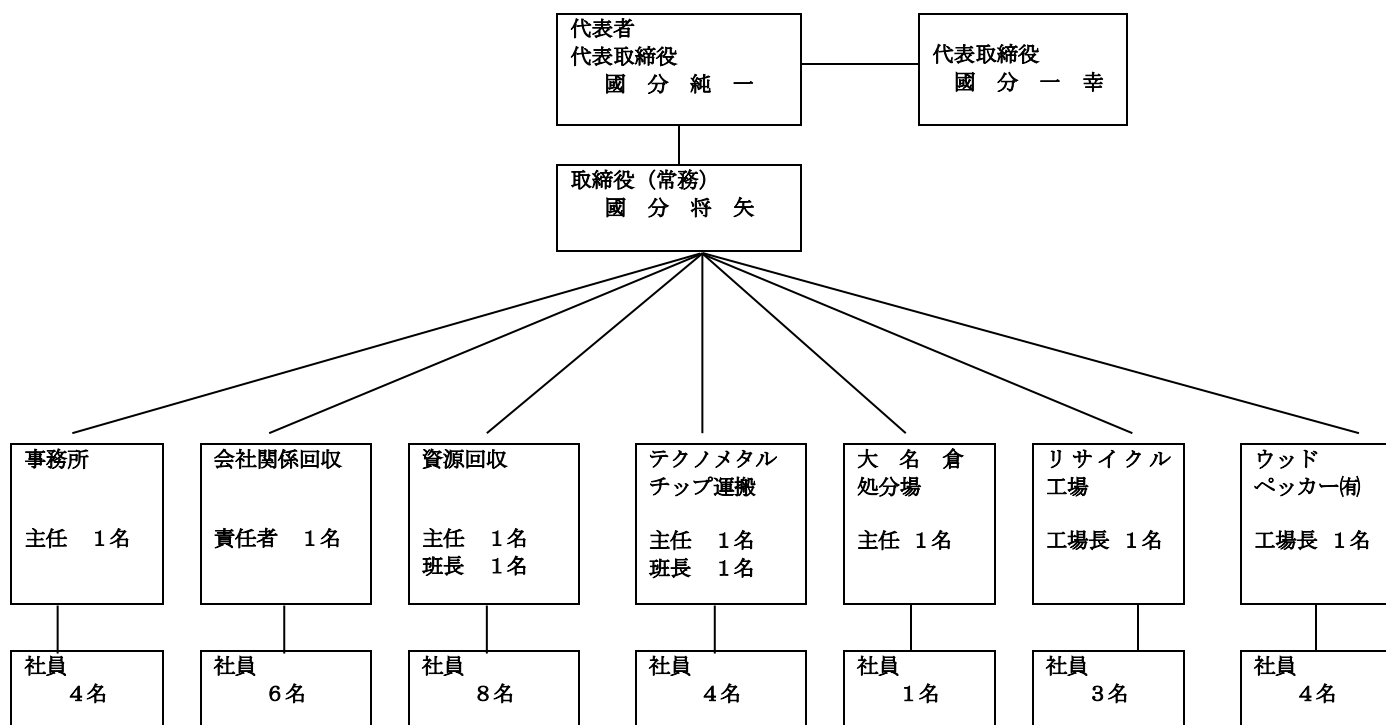
○ 電子マニフェストシステムの導入

・処分業

平成20年9月18日 利用開始

(株) クリーン商会

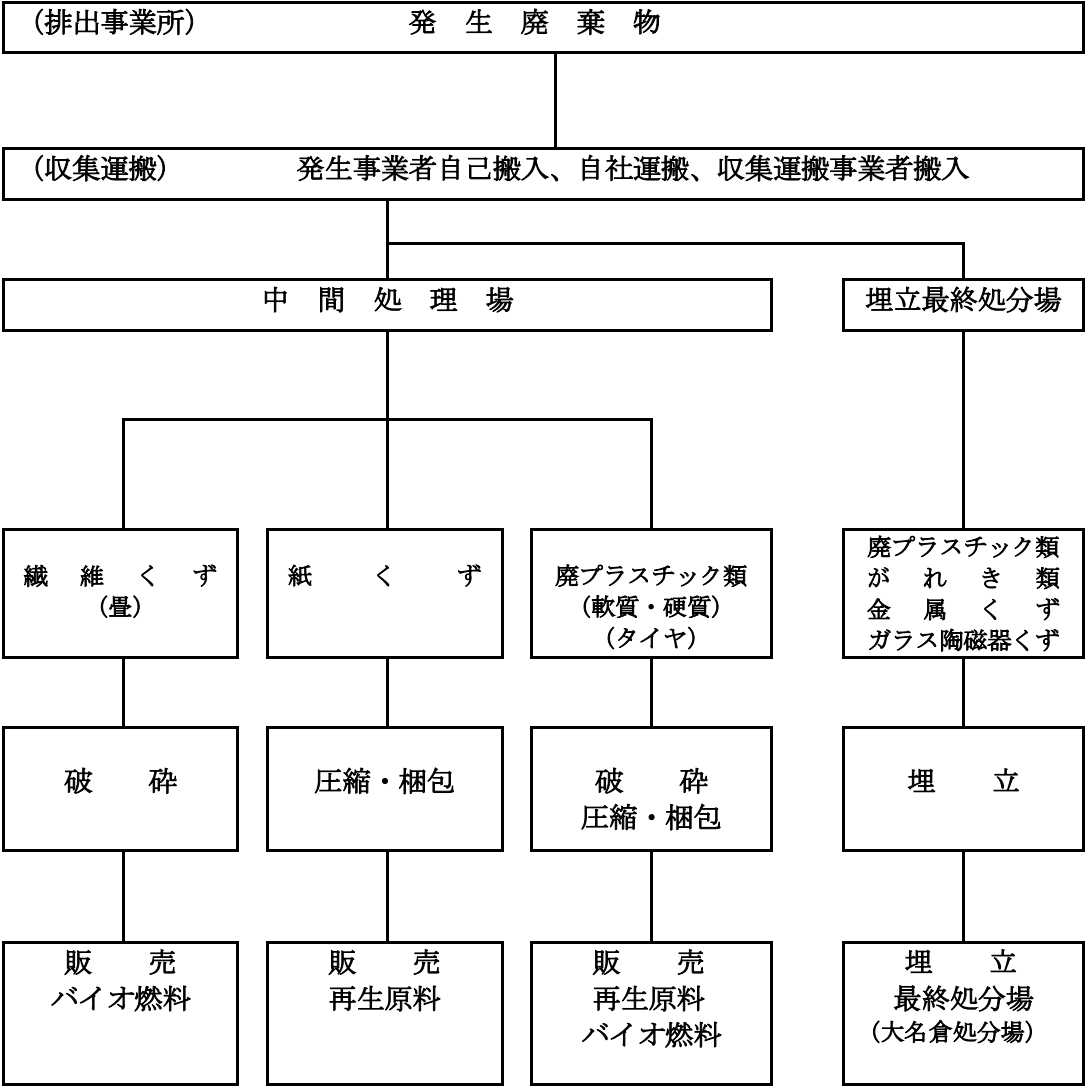
ウッドペッカー (有) 組織図



作成日 令和5年4月1日現在

処 理 工 程 図

株式会社 クリーン商会

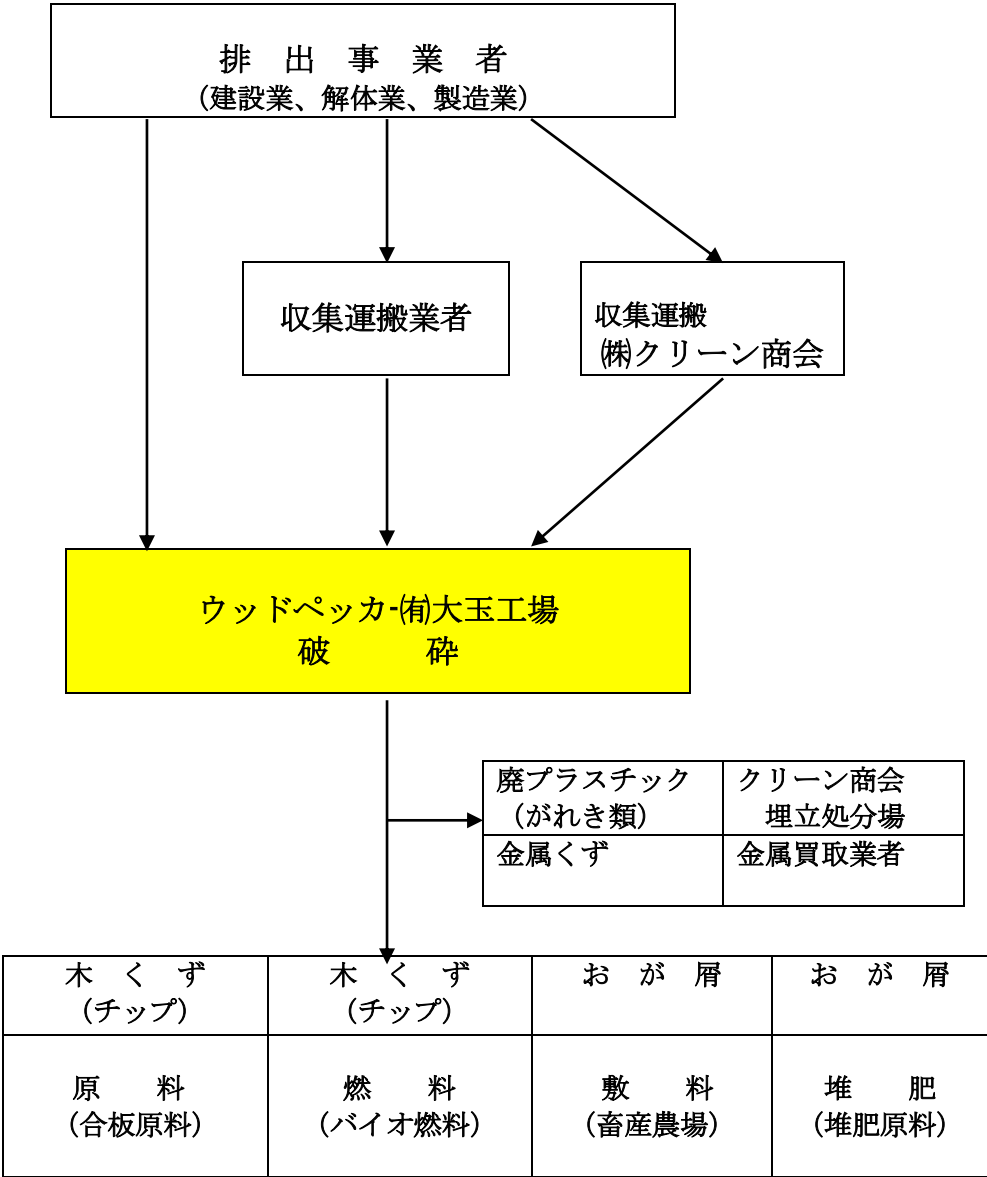


作成日 令和5年4月1日

処 理 工 程 図

ウッドペッカー 有限会社

木くず（破碎）



作成日 令和5年6月1日

2、認証登録範囲

(発行日 令和6年6月1日)

株式会社クリーン商会及びウッドペッカー有限会社（全組織）

3、環境経営方針

基本理念

当社は、一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業務及びリサイクル事業、廃棄物処理事業を通じ、エコアクション21による環境システムを構築し、限りある資源とすばらしい地球環境を次世代に引き継ぐため、積極的に以下の環境方針に基づき、環境の保全及び継続的改善に努めます。

環境経営方針

1. 電気、ガス、石油などの使用量を削減し、環境負荷の低減をします。
2. 収集運搬車両及び重機類のエコドライブによる二酸化炭素排出量の削減を図ります。
3. 中間処理施設の使用電力を削減し、環境負荷の低減をします。
4. 廃棄物の3R（減量、再使用、再生利用）を推進します。
5. 木くずの全量リサイクルを図ります。
6. 水資源の節水に努めます。
7. 関連する環境の法規、条例及びその他の規制事項を遵守致します。
8. 地域社会の一員として、地域社会に貢献するように努めます。
9. 環境経営レポートを作成し、環境取り組みの状況を公表します。
10. 全社員に周知します。

制 定 日	平成19年 1月25日
改 訂 日	平成26年 4月 1日
改 訂 日	平成27年10月 1日
改 定 日	令和 4年12月 1日

株式会社	ク リ ー ン 商 会
代表取締役	國 分 純 一

4、環境経営目標

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

① 令和5年度目標並びに中長期目標

株式会社クリーン商会

令和5年4月1日作成

環境目標	項目	単位	基準年度 (R4年度)	目標 削減率	令和5年度 目標値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
			R4.4.1～R5.3.31	年率%	R5.4.1～R6.3.31	R6.4.1～R7.3.31	R7.4.1～R8.3.31	R8.4.1～R8.3.31
二酸化炭素 排出量の削減	総量	kg-CO2/年	738,354.34	1.0	730,970.80	723,661.09	716,424.48	709,260.23
	電気	kg-CO2/年	24,834.04	1.0	24,585.70	24,339.84	24,096.44	23,855.48
	ガソリン	kg-CO2/年	6,181.69	1.0	6,119.87	6,058.67	5,998.09	5,938.11
	軽油	kg-CO2/年	703,235.88	1.0	696,203.52	689,241.49	682,349.07	675,525.58
	灯油	kg-CO2/年	2,869.73	1.0	2,841.03	2,812.62	2,784.50	2,756.65
	ガス	kg-CO2/年	1,233.00	1.0	1,220.67	1,208.46	1,196.38	1,184.41
一般廃棄物排出量の削減		kg/年	492.00	0.5	489.54	484.64	479.80	475.00
総排水量の削減		m3/年	164.51	0.5	163.69	162.05	160.43	158.83
グリーン購入の推進	購入件数 件/年		30	+1	31	32	33	34
処分に対する環境配慮中間 処理施設の使用電力削減		kg-CO2/年	14,058.04	1.0	13,917.46	13,778.29	13,640.50	13,504.10
収集運搬に対する環境配慮 エコ運転による二酸化炭素 排出量の削減		kg-CO2/年	688,955.57	1.0	682,066.01	675,245.35	668,492.90	661,807.97
地域・社会への貢献	貢献回数 回/年		21	+1	22	23	24	25

※二酸化炭素排出係数は本社・大名倉処分場＝（東北電力：0.519）

中間処理施設（リサイクル工場）＝（エバークリーン：0.308）

4、環境経営目標

令和5年度（令和5年6月1日～令和6年5月31日）

① 令和5年度目標並びに中長期目標

ウッドペッカー有限公司

令和5年6月1日作成

環境目標	項目	単位	基準年度 (R4年度)	目標 削減率	令和5年度 目標値	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値
			R4.6.1～R5.5.31	年率%	R5.6.1～R6.5.31	R6.6.1～R7.5.31	R7.6.1～R8.5.31	R8.6.1～R9.5.31
二酸化炭素 排出量の削減	総量 二酸化炭素	kg-CO2/ 年	104,915.43	1.0	103,866.28	102,827.61	101,799.34	100,781.34
	電気	kg-CO2/ 年	46,023.81	1.0	45,563.57	45,107.94	44,656.86	44,210.29
	ガソリン	kg-CO2/ 年	531.12	1.0	525.81	520.55	515.35	510.19
	軽油	kg-CO2/ 年	58,359.60	1.0	57,776.00	57,198.24	56,626.26	56,060.00
	灯油	kg-CO2/ 年	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ガス	kg-CO2/ 年	0.90	1.0	0.89	0.88	0.87	0.86
一般廃棄物排出量の削減		kg/年	480.0	1.0	475.20	470.45	465.74	461.09
総排水量の削減		m3/年	56.50	1.0	55.94	55.38	54.82	54.27
グリーン購入の推進		購入件数 件/年	27	+1	28	29	30	31
処分に対する環境配慮中間処理施設 の使用電力削減		kg-CO2/ t	12.24	1.0	12.12	12.00	11.88	11.76
地域・社会への貢献		貢献回数 回/年	17	+1	18	19	20	21

※二酸化炭素排出係数は（エフオン＝0.470）

5、環境経営計画と取組内容

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

株式会社クリーン商会（総括）

令和5年4月1日作成

環境経営 目標	取組項目	環 境 経 営 計 画 (活動の具体的取組内容)	会社全体
			取組部署
二酸化炭素排出量の削減 (削減目標 1.0%)	使用燃料の削減 (ガソリン・軽油・灯油・ガス)	運搬車両の定量化と軽量化 1、過積載防止の為に車両選定・見積時の重量積算 2、タイヤチェーンは、夏季は降ろしておく（使用時以外） 点検、整備による燃料削減 1、定期的なエンジンオイル交換（目安1万km） 2、定期的なエアークリーナーの清掃（月1回） 3、定期的なタイヤの空気圧チェックとローテーション（月1回） 4、定期的な車両の各部位のグリースアップ（月1回） アイドリングストップ厳守 1、停車中のエンジン停止 運転操作 1、一定速度での意識運行（アクセルを早めに放し、惰性で停止する） 2、急発進、急加速、急停止の禁止、 3、ギアチェンジの使い方の見直し 4、車間距離を取るによりスムーズな減速、加速 5、エアーコンデショナーの使用軽減（窓の開閉による車内温度管理） 6、フォークリフトやローダーの燃費向上を意識した運転 効率の良い配車でCO2削減 1、効率の良い配車と燃費の良い車両での回収 省エネ車の導入 1、ハイブリッド車の導入 エコタイヤの導入 消費電力の削減 1、中間処理施設での効率の良いエコ作業を行う 2、室内温度管理の徹底（冬20℃、夏28℃） 3、未使用箇所、時間の消灯（廊下、昼休み） 4、エアーコンプレッサーの掃除（月一回） 5、クールビズ（衣替えを前倒し）ウォームビズ（ひざ掛け、カイロ、上着、靴下） 6、待機電力の省エネ（シュレッダー、プリンター、コピー機の電源OFF） 7、タイマー機能は、利用しない（エアコン）	② ③ ④ ※各部署毎にチェックシートで毎月確認
	使用電力の削減 (中間処理施設、事務所の使用電力) (資料①参照)		① ③ ④
一般廃棄物排出量の削減 (削減目標 0.5%)		廃棄物の削減 1、分別を徹底し資源化に努める 2、過剰包装の物はなるべく購入しない 3、使用済のコピー用紙、封筒、カレンダーなどの裏紙をメモとして使用	

① 事務所

② 資源回収、会社関係、テクノメタルチップ

③ 大名倉処分場

④ リサイクル工場

環境経営 目標	環境経営計画 (活動の具体的取組内容)	会社全体
		取組部署
総排水量の削減 (削減目標 0.5%)	水使用量の削減 1、洗車は、効率よく行い、こまめに止水節水する 2、少量の洗剤で洗車し、濡れタオルを活用する 水道水の節水 1、洗い物は素早くし、残り水は散水に使用 2、コップ等の洗い物は、短時間で適量で行う 3、建屋外の散水においても、効率良く節水を意識した散水をする	① ③ ④ ※各部署毎にチェックシートで毎月確認 (資料①参照)
グリーン製品の購入	環境に配慮した物品の購入 1、エコマーク製品やリサイクル製品の購入	
処分に関する環境配慮 (リサイクル工場の使用電力削減)	消費電力の削減 1、破砕機を効率よく稼働させ、消費電力を削減する。 2、処分量の見極めをし、工場全員で効率の良い作業をする。	④
収集運搬に対する環境配慮 (エコ運転による燃料削減)	エコ運転による使用燃料の削減 1、昨年の各車両毎の燃費を集計し、エコ運転により燃料使用量を把握し前年度の使用量との対比をすることで、よりエコ運転を意識する。	② (資料②参照)
地域・社会への貢献	地域環境美化活動への参加 各家庭での節電、節水を行う	全社員
【自主目標】		
従業員の多能工への推進	社内のいかなる業務にも対応できる様教育を実施	
運行業務の無事故、無違反	社員に交通教育を定期的実施	
車両間の業務量の平均化	業務終了時間を各車両同じになる様配車し、残業時間を減らす	

資料①・・・・・・・・・・【環境活動チェックシート】

資料②・・・・・・・・・・【燃料集計表】

5、環境経営計画と取組内容

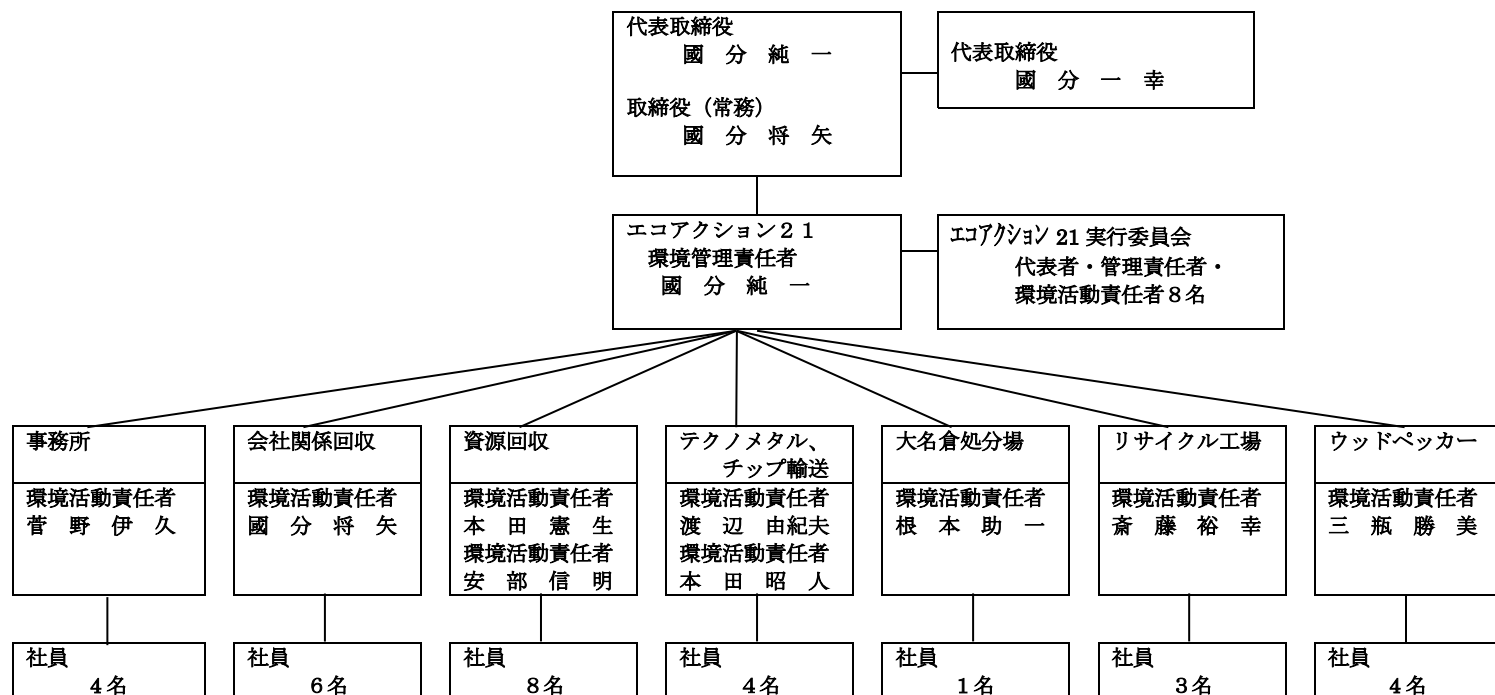
令和5年度（令和5年6月1日～令和6年5月31日）

ウッドペッカー 有限会社

令和5年6月1日作成

環境経営目標	取組目標	環境経営計画 (活動の具体的取組内容)	会社全体 (通年)
二酸化炭素 排出量の 削減 (削減目標 1.0%)	使用燃料の 削減 (ガソリン・軽 油)	破碎処理施設の省エネ 1、木くずを破碎機に投入の際は、モーターに過重な負荷をかけないよう安定した投入を心掛ける。 2、破碎機の空回し（待機時間）をなくす為、投入木くずを段取り良く配置し、切れ目無く投入する。 3、破碎機の待機時間は、電源を切っておく。 4、破碎機の保守、点検、整備を定期的（週1回、月曜日）に実施する。 5、明確な作業計画を作成し、効率良く作業を行い極力残業をしないようにする。 燃費向上を意識した重機の操作 1、急発進、急加速、空ふかしの禁止。 2、定期的にエンジンオイルの交換を行う。 3、定期的にエアークリーナーの清掃を行う。 4、アイドリングストップの厳守。 5、窓の開閉による車内温度管理。	ウッドペッカー ※毎月チェック シートで確認 (資料①参照)
	使用電力の 削減	消費電力の削減 1、効率の良いエコ作業を行う 2、室内温度管理 冬20℃ 夏28℃の徹底（窓開閉による温度調節） 3、照明の省エネ（昼休みの照明 off） 4、待機電力の省エネ（プリンター、コピー機の電源 off） 5、エアコンフィルターの掃除（月1回） 6、クールビズ（衣替えの前倒し）ウォームビズ（ひざ掛け、カイロ、上着、靴下等） 7、タイマー機能は、利用しない（エアコン）	
一般廃棄物排出量の削減 (削減目標 1.0%)		廃棄物の削減 1、分別を徹底し資源化に努める 2、過剰包装の物はなるべく購入しない 3、使用済のコピー用紙、封筒、カレンダーなどの裏紙をメモとして使用	
排水量の削減 (削減目標 1.0%)		水使用の節水 1、工場（散水）に使用する水の雨水有効利用と節水。 2、手洗い、トイレ等の節水。 3、コップ等の洗い物は、短時間適量で行う	
グリーン製品の購入		環境に配慮した物品購入 1、エコマーク製品やリサイクル製品の購入	
産廃の処分に対する環境配慮 (原単価の評価) (削減目標 1.0%)		原単価による二酸化炭素の排出量の抑制 1、処理量が少ない時は原単価の排出量が増えるので、処理量を把握し効率の良い作業と破碎機の使用で原単価（1tあたりの排出量）を抑えるようにする。	
地域・社会への貢献		地域環境美化活動への参加 1、道路の除草、支障木の伐採、ごみ拾いの実施 各家庭での節電、節水 1、全従業員は勿論 家族、知人への節電、節水を呼びかける	全社員

エコ・アクション21実施体制



- ※代表者 環境経営方針を策定し、環境経営目標、環境活動計画を承認、報告を受け改善等を指示する。
- ※環境管理責任者 各部署の責任者を統括し、実行委員会を招集して、実践活動を統括する。
取組状況を評価し、改善の必要なところは見直しを指示する。
- ※環境活動責任者 各部署におき、担当部署の社員をまとめ、エコアクション21活動を実践する。
- ※社員 目標を達成するよう計画のもと、法令遵守し、積極的に実践活動を行う。
- ※実行委員会 各責任者で構成しエコアクション活動の中心会議で、第3金曜日に月1回開催する。

作成日 令和5年6月1日

6、環境経営目標の実績と評価

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

株式会社クリーン商会

令和6年3月31日作成

環境目標	項目	単位	基準年度 (R4年度)	目標 削減率	令和5年度 目標値	令和5年度 実績	実績削減率 (%)	達成率 (%)	評価
			a		b	c	(a-c)/a×100	b/c×100	
二酸化炭素排出量の削減	総量 二酸化炭素	kg-CO2/年	738,354.34	1.0	730,970.80	703,089.36	4.78	103.97	◎
	電気	kg-CO2/年	24,834.04	1.0	24,585.70	22,653.89	8.78	108.53	◎
	ガソリン	kg-CO2/年	6,181.69	1.0	6,119.87	5,553.85	10.16	110.19	◎
	軽油	kg-CO2/年	711,413.05	1.0	704,298.92	670,222.29	5.79	105.08	◎
	灯油	kg-CO2/年	2,869.73	1.0	2,841.03	2,173.77	24.25	130.70	◎
	ガス	kg-CO2/年	2,712.60	1.0	2,685.47	2,485.56	8.37	108.04	◎
一般廃棄物排出量の削減		kg/年	492.00	0.5	489.54	375.00	23.78	130.54	◎
総排水量の削減		m3/年	164.51	0.5	163.69	162.81	1.03	100.54	◎
グリーン購入の推進		購入件数/年	30	+1	30	31	0.00	96.77	○
処分に対する環境配慮中間処理施設の使用電力		kg-CO2/年	14,058.04	1.0	13,917.46	12,453.98	11.42	111.75	◎
収集運搬に対する環境配慮（エコ運転による燃料削減）		kg-CO2/年	688,955.57	1.0	682,066.01	663,198.78	3.74	102.84	◎
地域・社会への貢献		貢献回数/年	21	+1	21	22	0.00	95.45	○

※二酸化炭素排出係数は本社・大名倉処分場＝（東北電力：0.519）・中間処理施設（リサイクル工場）＝（エバーグリーン：0.308）

評価基準	達成率 100%以上	◎
	達成率 90%以上～100%未満	○
	達成率 70%以上～90%未満	△
	達成率 70 未満	×

[全体の評価]

今年度も環境経営方針を基に各部門、施設ごと環境経営計画を作成し取り組んだ結果、社内全体で1.03%CO2削減に成功しました。今後は地域社会の貢献についても積極的に検討していく必要があります。

6、環境経営目標の実績と評価

令和5年度（令和5年6月1日～令和6年5月31日）

ウッドペッカー株式会社

令和6年5月31日作成

環境目標	項目	単位	基準年度 (R4年度)	目標削減率	令和5年度 目標値	令和5年度 実績	実績削減率 (%)	達成率 (%)	評価
			a		b	c	(a-c)/a×100	b/c×100	
二酸化炭素排出量の削減	総量 二酸化炭素	kg-CO2/年	104,915.43	1.0	103,866.28	94,358.45	10.0624	110.08	◎
	電気	kg-CO2/年	46,023.81	1.0	45,563.57	42,838.15	6.9218	106.36	◎
	ガソリン	kg-CO2/年	531.12	1.0	525.81	564.97	-6.3726	93.07	○
	軽油	kg-CO2/年	58,359.60	1.0	57,776.00	50,955.03	12,6878	113.39	◎
	灯油	kg-CO2/年	0.00	1.0	0.00	0.00	0.00	0.00	
	ガス	kg-CO2/年	0.90	1.0	0.89	0.30	66.6667	297.00	◎
一般廃棄物排出量の削減		kg/年	480.0	1.0	475.20	510.00	-6.252	93.18	○
総排水量の削減		m3/年	56.50	1.0	55.94	40.39	28.5133	138.49	◎
グリーン購入の推進		購入件数/年	27	+1	28	28	0.00	100.00	◎
産廃の処分に対する環境配慮（原単価の評価）		kg-CO2/t	13.31	1.0	13.18	13.77	-3.456	95.69	○
地域・社会への貢献		貢献回数/年	17	+1	18	18	0.00	100.00	◎

※二酸化炭素排出係数は（エフオン：0.470）（前年度はエバーグリーン：0.548）

評価基準	達成率 100%以上	◎
	達成率 90%以上～100%未満	○
	達成率 70%以上～90%未満	△
	達成率 70 未満	×

[全体の評価]

今年度も CO2 排出量削減目標を達成することができました。今後は受入量を増加させると共に、破碎の方法を工夫しながら受入量に合った作業を行っていくことが課題であると考えます。また、化石燃料使用量や一般廃棄物排出量に対しても意識することが重要です。

7、環境経営計画の取組実績と評価

令和5年度（令和4年4月～令和5年3月）

株式会社クリーン商会

令和6年3月31日作成

環境経営目標	取組内容	取組結果	達成率
二酸化炭素排出量の削減 (削減目標 1.0%) ・使用燃料の削減 (ガソリン・軽油・ガス・灯油) ・使用電力の削減 (中間処理施設・事務所の使用電力)	運搬車両の定量化と軽量化 1、過積載防止の為に車両選定・見積時の重量積算 2、タイヤチェーンは、夏季は降ろしておく（使用時以外） 点検、整備による燃料削減 1、定期的なエンジンオイル交換（目安1万km） 2、定期的なエアークリーナーの清掃（月1回） 3、定期的なタイヤの空気圧チェックとローテーション（月1回） 4、定期的な車両の各部位のグリースアップ（月1回） アイドリングストップ厳守 1、停車中のエンジン停止 運転操作 1、一定速度での意識運行（アクセルを早めに放し、惰性で停止する） 2、急発進、急加速、急停止の禁止 3、ギアチェンジの使い方の見直し 4、車間距離を取るによりスムーズな減速、加速 5、エアーコンデショナーの使用軽減（窓の開閉による車内温度管理） 6、フォークリフトやローダーの燃費向上を意識した運転 効率の良い配車でCO2削減 1、効率の良い配車と燃費の良い車両での回収 省エネ車の導入 1、ハイブリッド車の導入 エコタイヤの導入 消費電力の削減 1、中間処理施設での効率の良いエコ作業を行う 2、室内温度管理の徹底（冬20℃夏28℃） 3、未使用箇所、時間の消灯（廊下、昼休み） 4、エアーコンプレッサーの掃除（月一回） 5、クールビズ（衣替えを前倒し）ウオームビズ（ひざ掛け、カイロ、上着、靴下） 6、待機電力の省エネ（シュレッター、プリンター、コピー機の電源OFF） 7、タイマー機能は、利用しない（エアコン）	各部署との連携を取りながら、人員確保、車両のメンテナンス、エコ運転の強化、安全作業及び効率の良い作業内容など社員一人一人が二酸化炭素の排出量の削減を意識し、取り組んだ結果、事務所・資源回収・テクノタル・チップ・大名倉・リサイクル工場は目標を達成することが出来ました。 しかし、会社関係につきましては、各車両を担当者以外も使用したり、作業内容や運搬先などが固定されていないので、2.11%増加してしまう結果となりました。今後は、会社関係内での対応策などを話し合い、円滑な作業と引継ぎで来年度は削減出来るようにして貰いたい。 毎年達成していく条件が厳しくなっていますが、社員の意識の向上が今後の目標達成に大きく関わっていくと思います。 各車両の担当者だけでなく、全体を通してより良い環境、作業内容など工夫する行動が見受けられるようになった事はいい傾向であり、今後益々、意欲的な活動が展開されていくことを望んでいます。 リサイクル工場においては、中間処理量が多い時（繁忙期）は1kgに対する二酸化炭素排出量は数値が良いのだが中間処理量が少ない時は二酸化炭素排出量の割合が高くなるので作業内容の検討を依頼し、工場内で意識向上を目指して貰うよう促しています。	全体 103.97%

環 境 目 標	取 組 内 容	取 組 結 果	達成率
一般廃棄物排出量の削減 (削減目標 0.5%)	廃棄物の削減 1、分別を徹底し資源化に努める 2、過剰包装の物はなるべく購入しない 3、使用済のコピー用紙、封筒、カレンダーなどの裏紙をメモとして使用	昨年より 23.78%の削減が出来ました。事務所のゴミの分別を徹底し車両の掃除から出たゴミに関しても分別することで削減につながったと思います。	130.54%
総排水量の削減 (削減目標 0.5%)	水使用量の削減 1、洗車は、効率よく行い、こまめに止水節水する 2、少量の洗剤で洗車し、濡れタオルを活用する 水道水の節水 1、洗い物は素早くし、残り水は散水に使用 2、コップ等の洗い物は、短時間で適量で行う 3、建屋外の散水においても、効率良く節水を意識した散水をする	全体で 1.09%の削減が出来ました。 テノマル・チップの車両が 1 台減車となり、洗車の頻度が減った事もありますが、一人一人がそれぞれに節水に対する意識を持って行動していることには変わりはないので、今後も意識して節水に取り組みます。	100.54%
グリーン製品の購入	環境に配慮した物品の購入 1、エコマーク製品やリサイクル製品の購入	エコマーク製品やリサイクル製品を優先的に購入した。	100%
処分に対する環境配慮 (中間処理施設の使用電力)	中間処理施設の使用電力の削減 1、効率の良い作業により、破砕機の使用時間を短縮 2、処分量を把握し、集中して破砕する。	昨年リサイクル工場の電気の排出係数が低くなった事もあり、今年も達成することが出来ました。しかしこれからは処分量が減少した場合の対策をもっと考慮しなければならないと思います。	111.75%
収集運搬に対する環境配慮 (エコ運転による燃料削減)	使用燃料の削減 1、各車両の燃費を集計し、前年度の燃費から燃料の使用量を計算し社員に伝える 2、エコ運転を意識する	エコ運転の為に燃料使用量や燃費に関して全社員の意識にも変化が出てきたようです。今後は燃費がもっと向上出来るように新たな取組を検討する必要があると思います。	102.84%
地域・社会への貢献	地域環境美化活動への参加 各家庭での節電、節水を行う	地域美化活動参加や社員の各家庭での取組みにより達成出来ました。	100%
【自 主 目 標】			
従業員の多能工への推進	社内のいかなる業務にも対応できる様教育を実施	各部署へローテーションを組み、業務内容を指導し、どんな時も即対応出来る体制づくりが出来ました。	100%
運行業務の無事故、無違反	社員に交通教育を定期的実施	月 1 回各部署においてミーティングを行いその中で交通教育を実施しました。 今年も無事故無違反記録を、全員で達成する事が出来ました。	100%
車両間の業務量の平均化	業務終了時間を各車両同じくする様配車し、残業時間を減らす	各部署間の連絡を密にし、業務内容の充実を確立しました。	100%

7、環境経営計画の取組実績と評価

ウッドペッカー 有限会社

令和5年度（令和5年6月1日～令和6年5月31日）

令和6年5月31日作成

活 動 目 標	取 組 内 容	取 組 結 果	達成率
二酸化炭素排出量の削減 (削減目標 1.0%)	破碎処理施設の省エネ 1、木くずを破碎機に投入の際は、モーターに過大な負荷をかけないように安定した投入を心掛ける。 2、破碎機の空回し（待機時間）をなくす為、投入木くずを段取り良く配置し、切れ目無く投入する。 3、破碎機の待機時間は、電源を切っておく。 4、破碎機の保守、点検、整備を定期的（週1回、月曜日）に実施する。 5、明確な作業計画を作成し、効率良く作業を行い極力残業をしないようにする。 燃費向上を意識した重機の操作 1、急発進、急加速、空ふかしの禁止。 2、定期的にエンジンオイルの交換を行う。 3、定期的にエアークリーナーの清掃を行う。 4、アイドリングストップの厳守。 5、窓の開閉による車内温度管理。 消費電力の削減 1、室内温度管理 夏28℃冬20℃の徹底（窓開閉による温度調節）。 2、照明の省エネ（昼休みの照明 off） 3、待機電力の省エネ（シュレッダー、プリンター等の電源 off）	全体としては二酸化炭素排出量が10.06%の削減になっております。これは昨年より中間処理量が減った事によるものですが、原単価（1kgあたりの二酸化炭素の排出量）が増えてしまっている状況です。 中間処理量が減れば二酸化炭素排出量が減るのは当然ですが、売上も減ってしまいます。そこで原単価の評価にこだわり、作業効率を上げ、二酸化炭素の削減に努めて参ります。 弊社は再生可能エネルギー100%の電気使用なので、本来なら二酸化炭素の排出量が0で表示できますが、社員のモチベーションアップの為にも、使用量と二酸化炭素の排出量の把握をして貰いたいのので、係数を表示し、工場内での作業内容や意識改革を促して行けるように努めております。これからは中間処理量を増やしながらも、使用量を削減できるよう、破碎機の使用の見直しなどを行っていく必要があります。 中間処理量が多い時は、効率の良い作業が実施出来ているが、今後は処理量の少ない場合の対応策などを具体的に検討していく必要があります。	全体 110.08%
一般廃棄物排出量の削減 (削減目標 1.0%)	廃棄物の削減 1、分別を徹底し資源化に努める 2、過剰包装の物はなるべく購入しない 3、使用済のコピー用紙、封筒、カレンダーなどの裏紙をメモとして使用	昨年より6.25%増加してしまいました。事務所内の片付けなどにより、可燃物が増えてしまったようです。どのような原因であったのか確認し今後の対応策を考えていきたいと思ひます。	93.18%
排水量の削減 (削減目標 1.0%)	水使用の節水 1、工場（散水）に使用する水の雨水有効利用と節水。 2、手洗い、トイレ等の節水。 3、コップ等の洗い物は、短時間適量で行う。	受入量が減り、中間処理量も減った事により、木くずの破碎物や埃の量が減っていたため、散水の回数や使用量が減った事による削減率の向上だと思ひます。	138.49%
グリーン製品の購入	環境に配慮した物品購入 1、エコマーク製品やリサイクル製品の購入。	エコマーク製品やリサイクル製品を優先的に購入し、環境目標は達成された。	100%
産廃の処分に対する環境配慮 (原単価の評価)	1tあたりの二酸化炭素排出量の抑制 1、処理量を把握し、効率の良い作業	木くずの受入量が減少した事により中間処理量も少なくなりました。処理量が少ないと1kgの二酸化炭素排出量が増えてしまうので処理量が少ない時の破碎機の稼働を検討していかなければならないと思ひます。	95.69%
地域・社会への貢献	地域環境美化活動への参加 1、道路の除草、支障木の伐採、ごみ拾いの実施。 各家庭での節電、節水 1、全従業員は勿論 家族、知人への節電、節水を呼びかける。	・地域美化活動参加、家庭での取組により達成できた。	100%

次年度の環境経営目標及び環境経営計画

《令和 6 年度目標及び環境経営計画》

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日）

株式会社クリーン商会

令和 6 年 3 月 3 1 日作成

環境 目標	項 目	単位	基準年度 (R5 年度)	目標 削減率	令和 6 年度 目標値	計 画 内 容
			R5.4.1～ R6.3.31	年率%	R6.4.1～ R7.3.31	
二酸化炭素 排出量の削減	総量 二酸化炭素	kg-CO2/年	703,089.36	1.0	696,058.47	個々の燃費を意識し、運転操作や車両のメンテナンス、車輛の軽量化などを考慮しながら社員一人一人が二酸化炭素排出量の削減に努める。
	電気	kg-CO2/年	22,653.89	1.0	22,427.35	
	ガソリン	kg-CO2/年	5,553.85	1.0	5,498.31	
	軽油	kg-CO2/年	670,222.29	1.0	663,520.07	
	灯油	kg-CO2/年	2,173.77	1.0	2,152.03	
	ガス	kg-CO2/年	2,485.56	1.0	2,460.70	
一般廃棄物排出量の削減		kg/年	375.00	0.5	373.13	廃棄物の分別を徹底し、一般廃棄物の発生を抑制する。
総排水量の削減		m3/年	162.81	0.5	162.00	洗車時は特に水を大量に消費する為、効率よく作業し節水を心掛ける。
グリーン購入の推進		購入件数	31	+1	32	消耗品等製品を購入する場合はグリーン購入を心掛ける。
処分に対する環境配慮 中間処理施設の使用電力削減		kg-CO2/年	12,453.98	1.0	12,329.44	各機械の電気使用量を把握し、効率よく稼働させる為の作業準備や機械のメンテナンス等、一人一人が二酸化炭素の削減目標を意識した作業を行う。
収集運搬に対する環境 配慮（エコ運転による 燃料削減）		kg-CO2/年	663,198.78	1.0	659,882.79	昨年度の二酸化炭素総排出量を基にエコドライブを実施し、車両ごとに燃料の削減量を管理し、会社全体の二酸化炭素排出量に対する削減率を算出することで、エコドライブの効果を示す。
地域・社会への貢献		貢献回数	22	+1	23	奉仕作業、地域行事等に積極的に参加します。

※二酸化炭素排出係数は本社・大名倉処分場＝（東北電力：0.519）

中間処理施設（リサイクル工場）＝（エバーグリーン：0.308）

次年度の環境経営目標及び環境経営計画

《令和 6 年度目標及び環境経営計画》

令和 6 年度（令和 6 年 6 月 1 日～令和 7 年 5 月 3 1 日）

ウッドペッカー有限会社

令和 6 年 5 月 3 1 日作成

環境 目標	項 目	単位	基準年度 (R5 年度)	目標 削減率	令和 6 年度 目標値	計 画 内 容
			R5.6.1～ R6.5.31	年率%	R6.6.1～ R7.5.31	
二酸化炭素 排出量の削減	総量 二酸化炭素	kg-CO2/年	94,358.45	1.0	93,414.87	二酸化炭素排出の大半は破碎機稼働時の消費電力である。受入量と保管容量などを細かくチェックし、中間処理量を増やししながら、破碎機稼働のタイミングを見極め、効率よく稼働させる必要がある。一人一人が節電を心掛け、破碎機を空回しする時間を最小限に抑えスムーズな破碎処理を行う。工場内の作業内容も確認の必要がある。また、重機で使用する軽油も大量に消費する為、アイドリングストップを意識し稼働させる。
	電気	kg-CO2/年	42,838.15	1.0	42,409.77	
	ガソリン	kg-CO2/年	564.97	1.0	559.32	
	軽油	kg-CO2/年	50,955.03	1.0	50,445.48	
	灯油	kg-CO2/年	0.00	1.0	0.00	
	ガス	kg-CO2/年	0.30	1.0	0.297	
一般廃棄物排出量の削減		kg/年	510.00	1.0	504.90	できる限り分別し、資源化できるものはリサイクルに回し、一般廃棄物の発生を抑制する。
総排水量の削減		m3/年	40.39	1.0	39.99	雨水を最大限に活用し、水の使用量を抑制する。
グリーン購入の推進		購入件数	28	+1	29	消耗品等製品を購入する場合はグリーン購入を心掛ける。
産廃の処分に対する環境配慮(原単価の評価)		kg-CO2/ t	13.77	1.0	13.63	1 t あたりの二酸化炭素排出量（原単価による）抑制に取り組む。
地域・社会への貢献		貢献回数	18	+1	19	奉仕作業、地域行事等に積極的に参加します。

※二酸化炭素排出係数は（エフオン：0.470）

8、環境関連法規等遵守状況確認及び評価、 並びに違反、訴訟等の有無

《株式会社 クリーン商会》

(1) 当社に摘要される法規制等と現在までの遵守状況

令和6年3月31日作成

法 規 制 等 の 名 称	条 項	該 当 す る 活 動 及 び 設 備	遵 守 状 況
廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	第2章 一般廃棄物 第2節 一般廃棄物処理業 第7条 一般廃棄物処理業	一般廃棄物収集運搬業に関する許可取得及び収集運搬業務、管理、記録、更新届け、変更届け等。	適 正
	第3章 産業廃棄物 第3節 産業廃棄物処理業 第14条～第14条の3 産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業及び処分業に関する許可取得、収集運搬業務及び処分業務、管理、記録、報告、更新届け、変更届け等。	適 正
	第3章 産業廃棄物 第4節 特別管理 産業廃棄物処理業 第14条の4～第14条の7 特別管理産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物収集運搬業に関する許可取得及び収集運搬業務、管理、記録、報告、更新届け、変更届け等。	適 正
	第3章 産業廃棄物 第5節 産業廃棄物処理施設 第15条～第15条の4 産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設に関する許可取得及び産業廃棄物埋立最終処分業務、産業廃棄物中間処理業務、施設維持管理、記録、更新届け、変更届け等。	適 正
	第3章 産業廃棄物 第1節 産業廃棄物処理 第12条の3～第12条の4 産業廃棄物管理票	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載、回付、送付、保管。	適 正
	第4章 雑則 第21条 技術管理者	産業廃棄物処理施設に技術管理者を置く。	適 正
	(※令和2年版)		
福島県 生活環境の保全等に関する条例	第20条 排水指定施設 第24条 排水指定事業場排水基準	大名倉安定型最終処分場にて条例を遵守し、年1回 浸出水の重金属（26種類）検査を実施。 BOD、COD検査 毎月実施。 公共用水域の汚濁防止。	適 正
	第47条 工場等騒音規制基準	リサイクル工場は、施設を建屋内に設置し、工場等騒音規制基準による第3種区域における当工場の昼間の騒音は、規制基準以内であり騒音規制法の特定施設に該当する施設ではないが、作業には充分注意する。	適 正
(※令和5年版)			

法 規 制 等 の 名 称	条 項	該 当 す る 活 動 及 び 設 備	遵 守 状 況
家電リサイクル法 (※令和 5 年 12 月一部改訂版)	特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針	大玉村の推薦により、(財)家電製品協会に入会し、リサイクル券取扱業者の登録をし、基本方針に基づき排出者から指定場所まで収集運搬を実施 リサイクル券の管理、保管。	適 正
悪臭防止法 (※令和 2 年 1 月一部改訂版)	第 2 章 規制等 第 4 条 規制基準	リサイクル工場の取扱い品目（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず）、大名倉埋立最終処分場の取扱い品目（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）何れも悪臭の発生するものは受入しませんので、悪臭防止法に触れることはないが、監視を緩めず検査し受け入れ致します。	適 正
浄化槽法 (※令和元年 6 月一部改訂版)	第 2 章 浄化槽の設置 第 5 条 設置等の届出、勧告及び変更命令	浄化槽設置届け、変更届け	適 正
	第 3 章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等	浄化槽の保守点検及び清掃、廃止届け	適 正
非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 (※平成 17 年 3 月一部改訂版)	第 4 章 収集運搬 第 6 章 最終処分	大名倉安定型最終処分場にて技術指針に基づき非飛散性アスベストの収集運搬及び最終処分業務、管理、記録、報告。	適 正
大玉村条例 (※令和 6 年版)	大玉村公害対策条例 大玉村との協定書	大玉村公害対策条例の遵守 大玉村との協定書の遵守。	適 正
森林法 (※令和 6 年 4 月一部改訂版)	第 10 条の 2 開発行為の許可	大名倉安定型最終処分場の林地開発行為の届出、許可取得、及び開発行為、管理、報告、変更届け。	適 正
道路交通法 (※令和 6 年 5 月一部改訂版)	廃棄物収集運搬業の運行	廃棄物収集運搬業の運行において道路交通法を遵守し、無事故、無違反に努め、事故発生時には迅速に対応する。	適 正
道路運送車両法 (※令和元年 5 月一部改訂版)	貨物自動車運送事業	貨物自動車運送事業の届出、許可及び運送業務、管理、記録、保管、指導、報告、変更届け。	適 正
(消防法) 消防法施行規則 (※令和 4 年 4 月一部改訂版)	第 31 条の 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査	リサイクル工場において安達地方広域行政組合南消防署へ消防用設備等の届出、及び検査。 年 1 回の消防査察。	適 正
(消防法) 危険物の規制に関する政令 (※令和 4 年 4 月一部改訂版)	第 1 条の 11 危険物の指定数量	リサイクル工場において危険物の指定数量に該当する物はありませんが、施設の作動油等の洩れが発生する場合は想定されるので、対策及び訓練を実施。	適 正
フロン排出抑制法 (※令和 2 年 4 月一部改訂版)	第一種特定製品 管理者の役割と責務	事務所のエアコンについて、日常的な温度点検や外観検査等（7.5 k w 以下は簡易定期点検）を四半期に一回実施	適 正

(2) 環境関連法規への違反はありません。

なお、関係当局よりの違反等の指摘も、現在まで一度もありません。更に、自社で遵守状況をチェックした結果、問題はありません。

また、地域社会等からの苦情等による指摘もありません。

(環境関連法規等の遵守状況確認 株式会社クリーン商会 令和 6 年 5 月 3 1 日)

《ウッドペッカー有限会社》

(1) 当社に摘要される法規制等と現在までの遵守状況

令和6年5月31日作成

法規制等の 名 称	条 項	該 当 す る 活 動 及 び 設 備	遵 守 状 況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (※令和2年版)	第2章 一般廃棄物 第2節 一般廃棄物 処理業 第7条 一般廃棄物 処理業	一般廃棄物収集運搬業に関する許可取得及び 収集運搬業務、管理、記録、更新届け、変更届 け等。	適 正
	第3章 産業廃棄物 第3節 産業廃棄物 処理業 第14条～第14条の3 産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業及び処分業に関する許 可取得、収集運搬業務及び処分業務、管理、記 録、報告、更新届け、変更届け等。	適 正
	第3章 産業廃棄物 第5節 産業廃棄物処理施設 第15条～第15条の4 産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設に関する許可取得及び産 業廃棄物埋立最終処分業務、産業廃棄物中間処 理業務、施設維持管理、記録、更新届け、変更 届け等。	適 正
	第3章 産業廃棄物 第1節 産業廃棄物処理 第12条の3～第12条 の4 産業廃棄物管理票	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載、回 付、送付、保管。	適 正
	第4章 雑則 第21条 技術管理者	産業廃棄物処理施設に技術管理者を置く。	適 正
福島県 生活環境の保全等に 関する条例 (※令和5年版)	第20条 排水指定施 設 第24条 排水指定事業場排 水基準	工場での水使用は、飲み水、トイレ、及び工場 での打ち水のみであり、排水指定施設には該当 しないが、条例を遵守し作業には充分注意する 雨水については、施設の周囲に明渠を設け雨水 の流入を排除し、分離槽（沈砂槽）マンホール にて土砂、ごみを除去する。	適 正
	第9条 一般粉塵指定施設管 理基準	工場は、施設を建屋内に設置し、防塵カバーを 備えているので施設外への粉塵飛散はわずか であり、粉塵指定施設に該当する施設ではない が、作業には充分注意する。	適 正
	第47条 工場等騒音規制基準	施設を建屋内に設置し、工場等騒音規制基準に よる第3種区域における当工場の昼間の騒音 は、規制基準以内であり騒音規制法の特定施設 に該当する施設ではないが、作業には充分注意 する。	適 正
振動規制法 (※令和3年12月一部訂正版)	特定工場等において 発生する振動の規制 に関する基準	施設を強力な基礎コンクリートに完全固定し 本体をコンクリートのピット内に設置してお り、第2種区域の規制基準以下でもあり特定施 設に当たらないが、作業には充分注意する。	適 正

法 規 制 等 の 名 称	条 項	該 当 す る 活 動 及 び 設 備	遵 守 状 況
悪臭防止法 (※令和 2 年 1 月一部訂正版)	第 4 章 規制等 第 4 条 規制基準	工場の取扱い品目「木くず」は、悪臭の発生するものは受入しませんので、悪臭防止法に触れることはないが、監視を緩めず検査し受け入れ致します。	適 正
大玉村条例 (※令和 6 年版)	大玉村公害対策条例 大玉村との協定書	大玉村公害対策条例の遵守 大玉村との協定書の遵守。	適 正
(消防法) 消防法施行規則 (※令和 4 年 4 月一部改訂版)	第 31 条の 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査	安達地方広域行政組合南消防署へ消防用設備等の届出、及び検査。 年 1 回の消防査察。	適 正
(消防法) 危険物の規制に関する政令 (※令和 4 年 4 月一部改訂版)	第 1 条の 11 危険物の指定数量	指定可燃物に該当するので、様式に従い指定可燃物取扱い届出書を提出している。 火災訓練の実施	適 正

(3) 環境関連法規への違反はありません。

なお、関係当局よりの違反等の指摘も、過去には一切ありません。更に、自社で遵守状況をチェックを（令和 6 年 5 月 31 日）致しました結果、問題はありません。
また、地域社会等からの苦情等による指摘もありません。

ウッドペッカー有限公司

代表者による全体の評価と見直し・指示

評価と見直し

- エコアクション21を認証取得してから17年が経過しました。今年度も昨年同様2017年度版に基づき、誰一人取り残さず会社全体で環境経営に取り組みました。
クリーン商会は二酸化炭素排出量が基準年度から1.0%削減目標に対し全体として1.03%削減に成功いたしました。しかしながら、一部門に於いては2.11%増加させてしまい、現場に適した車両での収集や効率の良い収集及び作業方法の見直しが必要であると考えます。また、ウッドペッカーについては昨年度と比較し木くずの受入量が減少していることから中間処理量も減少し、それに伴い二酸化炭素の排出量の削減目標を達成しましたが、原単価における二酸化炭素排出量に於いては増加してしまいました。
まずは、受入量を増やすことが重要ではありますが、限られた廃棄物を如何に効率よく破碎できるかについて考え見直すことも経費削減も含め必要です。

今後の活動

- 18年目となり、過去17年間の取組みから、実績をチェックし、反省要因を追求し、改善、対策を行い、さらなる環境活動計画の基、環境経営目標の達成に向け（PDCA サイクル）、全社員一層の活動をお願い致します。
今年度、SDGs宣言書を掲げ、社内での取り組みを対外に発信し、今後はより多くの方々へこの活動をPRしていくことが重要であると考えます。そして、カーボンニュートラルや持続可能な社会の構築の実現に向け、地域との交流を積極的にはかり、課題を抱えている企業や次世代を担う子供たちと関わり、課題解決や今後の取り組みに柔軟に対応し、提案できる企業を目指します。
エコ・アクションを行うことにより、地球環境保全だけでなく、経済的に経費削減につながることも引き続き認識し取組をお願い致します。

令和6年 3月 31日

株式会社 クリーン商会

代表取締役 國分純一